

## 代議員候補者立候補届受付のお知らせ

会員各位

選挙管理委員長 羽田陽一

代議員選出規則第7条1項2号及び同実施細則第2条に基づき、代議員候補者の立候補を受け付けます。

立候補を届け出ることができる資格（被選挙権）を有するのは、平成30年7月の役員会以前に入会が認められた正会員（名誉会員、終身会員を含む）です。なお、現代議員で平成30年3月31日において70歳未満の者は自動的に代議員候補者となります。

つきましては、次のとおり代議員候補者の立候補を受け付けますので、立候補を希望する正会員は、所定の様式の立候補届出書に必要事項を記入し、正会員である推薦人5名の自筆署名を添えて選挙管理委員会に提出してください。立候補届出書の提出は、受付の確認を確実にするため、郵送とe-mailの添付ファイルによる送付を併用（それぞれへの送付が必要）いたしますのでご理解ください。

- ・受付期限： 平成30年9月25日（必着）
- ・届出書の様式： <http://www.asj.gr.jp/2018/senkyo/>からダウンロード
- ・郵送の送付先： 〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2階  
一般社団法人 日本音響学会 選挙管理委員会
- ・e-mailの送付先： asj-office@asj.gr.jp（件名を“代議員立候補”とする）

参考規則）

### 1) 代議員選出規則第7条1項2号

（代議員候補者の選出）

第7条 次の各号に該当する者を代議員候補者とする。

- (1) 代議員。
- (2) 立候補した正会員。
- (3) 代議員を除く正会員の中から代議員の推薦に基づき選出された正会員，60名以内。
- (4) 支部が選出した当該支部の正会員，30名以内。
- (5) 第1号から第4号までに該当する者を除く正会員の中から，会長及び副会長が選出した正会員，10名以内。

ただし、(1)，(3)，(4)，(5)については、選挙を実施する年度の前年度末において、70歳未満の者。

2 前項第2号の代議員候補者を除き、代議員候補者は、本人の申し出により候補者を辞退することができる。

### 2) 代議員選出規則実施細則第2条

（代議員候補者への立候補）

第2条 正会員は、選挙管理委員会への届出によって、代議員候補者として立候補することができる。

2 立候補の届出は、正会員である推薦人5名以上の署名を添えた書面の提出による。

3 選挙管理委員会は、立候補の届出の期間、提出する書面の様式等、立候補に関して必要な事項を告示する。